

年金積立金の安全かつ確実な運用を求める意見書

公的年金は高齢者世帯収入の七割を占め、六割の高齢者世帯が年金収入だけで生活しています。また、特に高齢化率の高い都道府県では県民所得の一七%前後、家計の最終消費支出の二〇%前後を占めているなど、年金は老後の生活保障の柱となっております。そのような中で、政府は成長戦略である「日本再興戦略（二〇一三年六月十四日閣議決定）」などにおいて、年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）に対し、リスク性資産割合を高める方向での年金積立金の運用の見直しを求めています。

年金積立金は、被保険者から徴収した保険料の一部であり将来の給付のための貴重な財源であることから、被保険者の利益確保と将来にわたる年金制度の安定運営に資するよう運用すべきであります。こうした現状に鑑み、中央区議会は政府に対し、左記の事項を強く要請します。

一 年金積立金は、厚生年金保険法等の規定に基づき、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から安全かつ確実な運用を堅持すること。

二 年金積立金の運用方法を変更する場合は、国民の財産である年金積立金を毀損させないよう、慎重な運用を図ること。

三 GPIFにおいて、保険料拠出者である事業者や従業員をはじめとする利害関係者が参画し、確実に意思反映できるガバナンス体制を構築すること。

右、地方自治法第九十九条の規定により、中央区議会の総意をもって意見書を提出します。

平成二十八年三月三十日

東京都中央区議会議長 鈴木久雄

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
厚生労働大臣
あて